令和７年（フ）第４５８号
大阪府貝塚市麻生中840番地３
破産者　易本　清忠
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第６４１号
大阪府和泉市池上町一丁目２番４―302号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―１―511
破産者　大浦　　康
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３２号
大阪府岸和田市藤井町２丁目16番４―106号
破産者　藤田　勇次
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
大阪府貝塚市半田82番地32
破産者　長尾　英樹
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
大阪府泉佐野市泉ケ丘５丁目140番地の１（308）
破産者　西川　伸明
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９号
奈良県磯城郡川西町大字結崎229番地の４サニーコート結崎Ａ101号
破産者　栗田　優作
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
福岡県久留米市櫛原町85番地２　パジオン櫛原Ａ棟410号
破産者　白石　哲也
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１３７号
福岡県久留米市津福今町616番地44　ＳＣＡＬ津福ⅡＢ棟
破産者　佐藤　利香
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３２３号
札幌市中央区南15条西16丁目１―16　シャルムあおき伏見201　原田様方、住民票上の住所札幌市中央区南19条西14丁目２番32号ヴォーネン伏見502号
破産者　牧口　展也
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６２号
札幌市手稲区明日風５丁目５番21号
破産者　佐々木里菜（旧姓田中）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７５号
札幌市厚別区上野幌３条２丁目21番16号
破産者　正城　俊哉
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９８号
札幌市白石区本郷通２丁目北２番８―103号
破産者　小川　文誉
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７号
盛岡市南青山町13番30号　青山和敬荘、前住所盛岡市下米内二丁目４番13号　山岸和敬荘
破産者　小野寺利彦
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２８号
大阪府堺市西区浜寺船尾町東３丁420　プルミエ206号室、住民票上の住所仙台市若林区中倉３丁目18番25―101号
破産者　ＬＩ　ＸＩＡＯＭＩＮＧ　李　暁銘
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３５４号
宮城県宮城郡松島町桜渡戸字浜井場63番地の３
破産者　高橋　正宜
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３５９号
仙台市青葉区折立１丁目９番２号、従前の住所仙台市青葉区福沢町８番25号　Ｌａ・Ｓａｋｉ福沢町101
破産者　川村　龍平
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３８１号
宮城県多賀城市高崎３丁目20番６号
破産者　渋谷　秀人
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４４０号
仙台市泉区黒松３丁目２番１―104号
破産者　佐々木信也
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係